

建築・開発等の窓口案内【手続・キーワード索引付】

— 横浜市 建築局 情報相談課 —

令和7年4月改訂

この冊子は、横浜市における建築や開発に関連する諸手続の窓口を一覧にしたものです。

手続名及び概要、種別（建築行為・開発行為・その他の行為の別）、対象となる地域と対象行為、窓口の連絡先等を掲載しています。

ご自分の計画が建築行為か開発行為かによって、必要となる手続及び窓口などが概ね把握できるようになっています。

窓口の一覧は組織別に掲載していますが、特定の手続についてお知りになりたい方は、手続のキーワードを集めた「50音索引」からお探しいただくと便利です。

掲載内容について変更等が発生した場合は、順次反映させてまいります。手続の種類が多岐にわたるため必ずしも最新の情報が掲載されているわけではありませんのでご了承ください。

また、別途、「複数課にまたがるよくある質問の窓口案内」もご参照ください。

なお、手続の要否等の詳細につきましては、必ずご自分で所管窓口を確認してください。

※建築や開発に係るご相談窓口の問合せは、建築局情報相談課（045-671-2953）へ。

◆建築局	P5	◆医療局	P 29
◆都市整備局	P 13	◆港湾局	P 29
◆みどり環境局	P 18	◆こども青少年局	P 30
◆脱炭素・GREEN×EXPO推進局	P 18	◆市民局	P 30
◆下水道河川局	P 22	◆教育委員会事務局	P 30
◆道路局	P 23	◆水道局	P 30
◆資源循環局	P 24	◆交通局	P 30
◆消防局	P 26	◆各区役所 (一部他局にも記載あり)	P 31
◆経済局	P 28	◆外部機関	P 32
◆健康福祉局	P 28		

50音索引

あ行

アスベスト (吹付アスベスト解体作業時の届出)	P 19	一団地認定	P 9	一般相談	P 23	雨水浸透阻害行為の許可	P 24
屋外広告物設置許可	P 17						

か行

開削工事、トンネル工事	P 18	管路情報の提供	P 30	建設リサイクル法	P 25	工業地域等共同住宅建築指導基準	P 28
開発許可	P 7	景観計画区域内の届出	P 16	建築基準条例の許可	P 9	公衆浴場法	P 31
開発事業等の調整等に関する条例	P 6	(みなとみらい22新港地区の場合)	P 29	建築基準法の許可・認定	P 9	工場立地法	P 28
開発登録簿の閲覧、写しの交付	P 5	危険物施設の設置	P 26	建築協定	P 14	境界調査図	P 23
確認申請(意匠・構造・設備)	P 10	急傾斜地	P 32	建築計画概要書の閲覧	P 5	国道境界	P 33
火災予防条例	P 26	狭あい道路	P 10	建築物環境配慮制度(CASBEE横浜)	P 8	ごみ集積場所設置基準	P 24
ガス事業法	P 32	近郊緑地特別保全地区	P 21	建築物シックハウス対策ガイドライン	P 31	国有地	P 33
仮設興行場等の許可	P 10	掘削・工事排水	P 18	建築物省エネ法	P 8	工業集積地域	P 12、29
河川・占用許可・自費工事	P 23	クリーニング業法	P 31	建築物の解体工事の届出	P 25		
仮使用認定	P 11	京浜急行沿線近接工事	P 32	建築物の検査	P 11		
環境影響評価	P 19	下水道条例	P 22	高圧線下建築制限	P 32		
幹線道路等の集合住宅の騒音	P 19	下水道法(公共下水道)	P 22	興行場法	P 31		

さ行

再生可能エネルギー導入検討	P 18	指定確認検査機関	P 10	住宅宿泊事業法	P 29	振動規制法	P 19
相模鉄道沿線近接工事	P 32	指定事業所	P 18	住宅用家屋証明	P 5	森林法(1ha以下の民有林の伐採)	P 21
JR東日本沿線近接工事	P 32	自転車駐車場の附置義務条例	P 23	住居表示	P 30	水質汚濁防止法	P 22
JR東海(東海道新幹線)沿線近接工事	P 32	私道の変更・廃止	P 9	首都高速道路沿線近接工事	P 32	水路占用許可・自費工事	P 23
市街化調整区域における建築許可	P 7	斜面地における地下室建築物	P 7	浄化槽設置	P 24	水路の改廃	P 23
市街地開発事業施行区域	P 13	集合住宅の室内音環境指導	P 19	消防法	P 26	生活環境の保全等に関する条例	P 8、19
市街地環境設計制度	P 8	集合住宅等建設計画届出書	P 30	消防用設備等の設置	P 26	生産緑地	P 20
シーサイドライン沿線近接工事	P 32	受水槽施設等	P 31	少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱所	P 27	騒音規制法	P 19

50音索引

た行

大規模建築物の駐車施設(県警)	P 33	駐車場条例	P 10	道路占用	P 23	都市景観協議	
大規模共同住宅の保育施設設置	P 30	駐車場法	P 17	道路台帳等の閲覧	P 23	(みなとみらい21新港地区の場合)	P 29
大規模小売店舗	P 24、28	長期優良住宅建築等計画の認定	P 8	道路認定	P 23	特別緑地保全地区	P 21
大規模土地取引前の届出	P 12、28	定期報告(建築物等)	P 11	道路の判定(建築基準法)	P 9	都市計画事業地内の許可	P 13
台帳記載証明書	P 5	定期報告(隔地駐車場)	P 17	道路法	P 23	都市計画施設内等の許可	P 13
宅地造成等	P 7	低炭素建築物新築等計画の認定	P 8	道路の自費工事申請	P 23	土壌汚染	P 18
地域まちづくり推進条例	P 15	電気事業法	P 32	特定建設作業実施届出	P 19	都市緑地法	P 20
地下室マンション	P 7	電波法	P 33	特定建築物の事前指導・使用開始	P 31	土地区画整理事業地内の許可	P 14
地下排水槽	P 22	東急東横線近接工事	P 32	特定開発事業温暖化対策計画書	P 33	土地利用総合調整会議	P 12
地区計画	P 15	動物の愛護及び管理に関する法律	P 31	特定都市河川浸水被害対策法	P 23		
中高層建築物条例	P 5	道路位置指定	P 6、9	都市景観協議	P 17		

な行

農地転用	P 19	農用地利用計画	P 20				
------	----------------------	---------	----------------------	--	--	--	--

は行

排煙、換気等(設備)	P 10	美容師法	P 31	文化財保護条例	P 30		
廃棄物・再利用対象物	P 24	風俗営業法	P 33	文化財保護法	P 30		
排水設備等	P 22	風致地区	P 8	墓地等の経営、変更許可	P 29		
伐採届	P 21	福祉のまちづくり条例	P 7				
バリアフリー法の認定	P 7	(建築物以外)	P 28				

ま行

街づくり協議地区	P 16	緑の環境をつくり育てる条例	P 20	みなと色彩計画	P 29	みなとみらい線沿線近接工事	P 32
----------	----------------------	---------------	----------------------	---------	----------------------	---------------	----------------------

や行

用途地域	P 5	横浜市営地下鉄沿線近接工事	P 32	横浜都心機能誘導地区建築条例	P 9		
------	---------------------	---------------	----------------------	----------------	---------------------	--	--

ら行

リサイクル法	P 25	緑地の保存等に関する協定	P 20	緑化地域制度	P 20	臨港地区	P 29
旅館業法	P 31	緑化協議	P 20	理容師法	P 31	歴史を生かしたまちづくり要綱	P 17
						歴史まちづくり法	P 17

わ行

--	--	--	--	--	--	--	--

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口			
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話	
建 築 局	建築・宅地に関する一般 相談・窓口案内		○	○		全域			建築局 情報相談課	市庁舎 2階	045-671-2953	
	建築計画概要書の閲覧	建築計画概要書の閲覧 (コピー可) (S46.1.1～)	○			全域	昭和46年1月以降の物件	建築確認後	建築局 情報相談課		045-671-4503	
	住宅用家屋証明書	新築・未使用物件			○	全域				各区役所 (各区HPは、 <u>横浜市役所トップペー ジ</u> 画面左の「市の組織」の地図で区 を選んでご覧ください)		
		中古物件			○	当該区			各区役所税務課			
	台帳記載証明書	建築確認申請台帳記載事 項の証明	○			全域			建築局 情報相談課	市庁舎 2階	045-671-4503	
		宅地造成等工事許可申請 台帳記載事項の証明		○		全域						
	開発登録簿の閲覧、写し 交付			○		全域	開発許可になった調書(概要)、土地利 用計画図(平面図)の閲覧、写しの発行					
	用途地域等、都市計画施 設等の都市計画決定線 の位置確認			○	○	○	全域	用途地域等が敷地内でまたがる場合、 都市計画施設が敷地にかかる場合	計画立案の前	建築局 都市計画課	市庁舎 25階	045-671-3510
	都市計画証明 首都圏整備法に基づく既 成市街地内または外の 証明 納税猶予の特例適用の 農地等該当証明					○	全域	税務署または裁判所等公的機関へ提 出する場合	建築局 都市計画課	045-671-3510		
	中高層建築物等の建築 計画に担当する事前説明 手続き(中高層建築物条 例)	・中高層建築物等の建築 に伴う紛争防止 ・近隣住民への事前説明 (建築計画・解体工事計 画)	○			住居系用途 地域	高さ10m超、延べ面積1,000㎡超又は 特定用途建築物(ホテル・カラオケ・ぱち んこ屋)の建築等	建築確認申請や 建築基準法等に 基づく許可申請の 概ね50日以上前	建築局 情報相談課	045-671-2350		
同上の手続に伴う既存建 築物の解体工事計画に 担当する事前説明手続	非住居系用 途地域					高さ15m超の建築等 (近商・準工業地域では、ぱちんこ屋の建 築等)						
					○	中高層建築物等の標識を設置した後に行う、主要構 造部が非木造の既存建築物の解体工事						

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
建築局	開発事業等の調整等に関する条例の手続 (横浜市開発事業等の調整等に関する条例)	開発事業等構想の事前説明等の手続	○	○	○	全域	①開発行為(市街化区域500㎡以上／市街化調整区域500㎡以上) ②大規模な共同住宅の建築(商業系用途地域200戸以上／その他100戸以上) ③市街化調整区域における建築物の建築(敷地面積3,000㎡以上) ④宅地造成及び特定盛土等 ⑤斜面地開発行為(地下室建築物を建築する目的で行う開発行為) ⑥道路位置指定を伴う開発行為(市街化区域500㎡未満)現状尊重型を除く ⑦土石の堆積事業	開発:都市計画法29条 申請前 大規模共住:建築確認申請の前 宅造:申請前 位置指定:工事着手前 土石:申請前	②大規模な共同住宅の建築の場合 →建築局 情報相談課 ①④⑤⑥⑦(市街化区域の場合) →建築局 宅地審査課 ①②③④⑤⑦(市街化調整区域の場合) →建築局 調整区域課	市庁舎 25階	情報相談課 045-671-2350
	同上の縦覧、閲覧	開発事業等の台帳の閲覧 開発事業構想書等の縦覧	○	○	○	全域		標識設置届の提出後	建築局 情報相談課	市庁舎 2階	045-671-4503
	同上の縦覧、閲覧	開発事業等の台帳の閲覧 開発事業構想書等の閲覧				全域			市WEBサイト	https://kaihatsu.city.yokohama.lg.jp/	

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
建築局	横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例の手続き	斜面地における地下室建築物の階数や盛土・緑化の規定等	○	○		全域	都市計画法第29条の許可を要する開発行為で、地下室建築物の建築を目的とするもの(斜面地開発行為)	開発事業等調整条例の手続きと並行(同意の前)	市街化区域で500㎡以上の場合 →建築局 宅地審査課 市街化調整区域の場合 →建築局 調整区域課	市庁舎 25階	宅地審査課 (市街化区域) 【旭・保土ヶ谷・瀬谷・泉・南】 045-671-4516 【港南・磯子・金沢・戸塚・栄】 045-671-4517 【緑・青葉・都筑】 045-671-4515 【鶴見・神奈川・西・中・港北】 045-671-4518 調整区域課 (市街化調整区域) 045-671-4521
	開発行為の許可手続き	開発行為の許可基準に基づく審査及び指導		○		全域	市街化区域500㎡以上の開発行為(建築等を目的とする土地の区画形質の変更)	開発事業等調整条例の同意後	建築局 宅地審査課		
							市街化調整区域の開発行為	開発事業等調整条例が適用になる場合は同意後建築確認申請の前	建築局 調整区域課		
	宅地造成等(宅地・農地・森林等での造成、土石の堆積)行為の許可手続き	宅地造成等に関する許可基準に基づく審査及び指導		○	○	宅地造成等 工事規制区域	市街化区域の宅地造成等行為	開発事業等調整条例の同意後 建築確認申請の前	建築局 宅地審査課		
							市街化調整区域の宅地造成等行為		建築局 調整区域課		
	市街化調整区域における建築許可等 (都市計画法第43条)	市街化調整区域における建築行為の許可	○			市街化調整区域	開発許可を受けた土地以外の土地における建築行為	建築確認申請の前 (敷地面積が3,000㎡以上のものは開発事業等調整条例の同意後)	建築局 調整区域課		
	バリアフリー法の認定	建築物等のバリアフリーに関する市長の認定	○		○	全域	特定建築物の建築、修繕又は模様替をする場合(任意)	計画立案の前 (概ね半年から1年以上前)	建築局 市街地建築課 (建築許認可担当)		045-671-4510
	横浜市福祉のまちづくり条例に基づく協議(建築物)	建築物に関する事前協議・完了届出	○		○	全域	建築物を建築、増改築、大規模な修繕若しくは模様替え又は用途変更する場合	建築確認申請の40日(一部30日)以上前	建築局 市街地建築課 (建築許認可担当)		045-671-4510

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
建築局	建築物省エネ法に基づく適合性判定(建築物)	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく適合性判定	○			全域	建築物の新築・増築・改築	届出:工事着手の21日前 適合性判定:建築確認申請の前	建築局 建築企画課 (建築環境担当)	市庁舎 25階	045-671-4526
	建築物省エネ法に基づく認定	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく性能向上計画の認定(容積率特例)	○			全域	認定を受ける建築物	工事着手前	建築局 建築企画課 (建築環境担当)		045-671-4526
	建築物環境配慮制度(CASBEE横浜)	建築物環境配慮計画の届出	○			全域	床面積2,000㎡以上の建築物 (床面積2,000㎡未満については希望者のみ)	建築確認申請の21日前 (床面積2,000㎡未満については工事着手前)	建築局 建築企画課 (建築環境担当)		045-671-4526
	風致地区内行為許可の相談・審査	風致地区における風致維持のための行為許可	○	○	○	風致地区内	・建築物の建築その他の工作物の築造等 ・宅地の造成、土地の形質の変更等 ・木竹の伐採 ・土石の類の採取または堆積 ・水面の埋立てまたは干拓 ・建築物等の色彩の変更 ・屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	(建築物) 建築確認申請の前 (開発行為) 都市計画法32条協議時 (その他) 工事の着手前	建築局 建築企画課 (建築環境担当)		045-671-4526
	長期優良住宅建築等計画の認定	長期優良住宅の普及の促進に関する法律による認定	○			全域	認定を受ける建築物	工事着手前	建築局 建築企画課 (建築環境担当)		045-671-4526
	低炭素建築物新築等計画の認定	都市の低炭素化の促進に関する法律による低炭素建築物の認定	○			市街化区域	認定を受ける建築物	工事着手前	建築局 建築企画課 (建築環境担当)		045-671-4526
	横浜市再エネ・省エネ説明制度(再エネのみ)	建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度による説明義務			○	全域	10㎡を超える新築・増築 ※説明義務、窓口での手続は不要	工事着手前	建築局 建築企画課 (建築環境担当)		045-671-4526
	横浜市再エネ・省エネ説明制度(住宅の省エネのみ)	横浜市生活環境の保全等に関する条例による説明義務			○	全域	10㎡を超える住宅の新築・増築 ※説明義務、窓口での手続は不要	工事着手前	建築局 住宅政策課		045-671-2922
	市街地環境設計制度	建築基準法、高度地区の制限を超える許可	○			市街化区域	高さ・容積率制限を超える許可を受ける建築物	建築確認申請の前	建築局 市街地建築課 (市街地担当)		045-671-4525

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
建築局	横浜都心機能誘導地区 建築条例の許可 (市街地環境設計制度)	関内駅及び横浜駅周辺の 都心機能誘導地区におけ る住宅等の建築制限の適 用除外許可	○			都心機能誘 導地区	住宅等の容積率制限を超える許可を 受ける建築物	建築確認申請の 前	建築局 市街地建築課 (市街地担当) ※市街地環境設計制 度による緩和	市庁舎 25階	045-671-4525
	一団地認定・連担建築物 設計制度	建築基準法の制限を超え る認定	○			市街化区域	認定を受ける建築物	建築確認申請の 前	建築局 市街地建築課 (市街地担当)		045-671-4525
	建築基準法の許可・認定	建築基準法に基づく特例 許認可(新規の敷地分割、 接道・路地状敷地、仮設建 築物除く)	○			全域	許可・認定を受ける建築物	建築確認申請の 前	建築局 市街地建築課 (市街地担当)		045-671-4525
	建築基準条例の許可	建築基準条例に基づく許 可	○			全域	許可を受ける建築物 (①接道規定以外の許可) (②接道規定の許可)	建築確認申請の 前	建築局 市街地建築課 (①市街地担当) (②建築許認可担当)		①市街地担当 045-671-4525 ②建築許認可担当 045-671-4510
	建築基準法第43条第2項 第1号の認定及び第2号 の許可		○			全域	建築基準法第43条第2項第1号の認定 及び第2号の許可を受ける建築物	建築確認申請の 前	建築局 市街地建築課 (建築許認可担当)		045-671-4510
	建築基準法第53条の2第 1項第3号の許可		○			全域	建築基準法第53条の2第1項第3号の 許可を受ける建築物	建築確認申請の 前	建築局 市街地建築課 (建築許認可担当)		045-671-4510
	建築基準法上の道路の 判定		○	○	○	全域	建築物の建築、工作物の築造、開発行 為等により必要とされる道路の判定	計画立案の前	建築局 建築指導課 (指導担当)		045-671-4531
	道路位置指定(開発型)	建築基準法第42条第1項5 号による道路		○		全域	開発許可対象とならない500㎡未満の 土地に限る(市街化区域の場合) *市街化調整区域内については、調整 区域課へ確認	開発事業等調整 条例の同意後	市街化区域の場合 →建築局 宅地審査課 市街化調整区域の場 合 →建築局 調整区域課		宅地審査課 045- 671-4515～8 調整区域課 045-671-4521
	道路位置指定 (現状尊重型)	建築基準法第42条第1項5 号による道路			○	全域		事前審査願要	建築局 市街地建築課 (建築許認可担当)		045-671-4510
	建築基準法上の私道の 変更・廃止		○	○	○	全域	建築物の建築、工作物の築造、開発行 為等により必要とされる道路の変更・ 廃止	計画立案の前	建築局 建築指導課 (指導担当)		045-671-4531

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
建築局	狭あい道路の整備の促進に関する条例の手続き	狭あい道路整備促進路線に接する敷地における建築確認等の際、事前に協議が必要	○		○	狭あい道路整備促進路線に接する土地	建築確認申請、都市計画法・建築基準法等の規定に基づく認定又は許可（一部除く）申請を行う場合等 開発の許可を要する場合は適用除外（協議不可）	建築確認申請や建築基準法等に基づく許可申請の30日以上前	建築局 建築防災課		045-671-4544
	仮設建築物の許可	建築基準法第85条仮設興行場等の許可	○			全域	建築基準法第85条仮設興行場等の許可を受ける建築物	建築確認申請の前	建築局 建築指導課 (指導担当、意匠担当)	市庁舎 25階	・指導担当 045-671-4531 ・意匠担当 045-671-4552
	駐車場条例の手続	附置義務駐車場の届出	○			市街化調整区域と1低専、2低専を除く全域	用途地域により一定規模を超えた建築物	建築確認申請の前	建築局 市街地建築課 (建築許認可担当)		045-671-4510
	建築確認申請	建築物の確認申請	○			全域	建築物の建築等	工事着手前(確認申請)	指定確認検査機関に確認申請する場合 →各指定確認検査機関		
									本市に確認申請する場合 →建築局 建築指導課 (指導担当、意匠担当、構造担当、設備担当)	市庁舎 25階	・指導担当 045-671-4531 ・意匠担当 045-671-4552 ・構造担当 045-671-4536 ・設備担当 045-671-4538
	工作物(擁壁を除く)の確認申請・検査	工作物(擁壁を除く)に関する確認申請・検査	○			全域	工作物(擁壁を除く)の築造	・工事着手前(確認申請) ・工事完了時(工作物の完了検査)	指定確認検査機関に確認申請する場合 →各指定確認検査機関		
									本市に確認申請する場合 →建築局 建築指導課 (構造担当)	市庁舎 25階	045-671-4536
	昇降機・遊戯施設の確認申請・検査	昇降機・遊戯施設の確認申請・検査	○			全域	昇降機・遊戯施設の設置	・工事着手前(確認申請) ・工事完了時(完了検査)	指定確認検査機関に確認申請する場合 →各指定確認検査機関		
									本市に確認申請する場合 →建築局 建築指導課 (設備担当)	市庁舎 25階	045-671-4538

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
建築局	建築物の検査	建築物の検査	○			全域	建築物の検査(中間・完了)	・特定工程到達時 (中間検査) ・工事完了時(完了検査)	指定確認検査機関に確認申請する場合 →各指定確認検査機関		
	建築物の仮使用認定	使用認定	○			全域	仮使用認定	仮使用前(仮使用認定)	本市に検査申請する場合 →建築局 建築指導課 (指導担当、意匠担当、構造担当)		・指導担当 045-671-4531 ・意匠担当 045-671-4552 ・構造担当 045-671-4536
	建築物等の定期報告	建築物・建築設備・防火設備	○			全域	一定規模を超える興行場、集会場、ホテル、旅館、病院、診療所、百貨店、物販店、飲食店、個室ビデオ店、宿泊を伴う福祉施設等の建築物、及びこれに設置されている建築設備、防火設備	建築物の用途ごとに定められた提出年度・時期	建築局 建築指導課 建築安全担当	市庁舎 25階	045-671-4539
		昇降機・遊戯施設					全て(住戸内等に設置され不特定多数の利用がないもの及び労働安全衛生法で指定するものを除く。)	検査済証の交付を受けた月(毎年)	建築局 建築指導課 設備担当		045-671-4538
	定期報告概要書の閲覧	建築物等(建築物、建築設備、防火設備、昇降機、遊戯施設)の定期報告概要書の閲覧				○ 全域	※建築物・建築設備・防火設備 一定規模を超える興行場、集会場、ホテル、旅館、病院、診療所、百貨店、物販店、飲食店、個室ビデオ店、宿泊を伴う福祉施設等の建築物、及びこれに設置されている建築設備、防火設備 ※昇降機・遊戯施設 全て(住戸内等に設置され不特定多数の利用がないもの及び労働安全衛生法で指定するものを除く。)		建築局 建築指導課 定期報告受付窓口		045-671-4541

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
建 築 局	指定確認検査機関の 確認報告に係る指導	指定機関が行った建築確 認、検査の報告の指導	○			全域			建築局 建築指導課 (指導担当、意匠担当)	市庁舎 25階	・指導担当 045-671-4531 ・意匠担当 045-671-4552
	工業集積地域における 大規模土地取引前の 届出(横浜市における 工業集積地域に所在す る土地の取引に係る事 前手続に関する要綱)	・土地取引契約の6か月 前までに売主が届出を行 う。 ・届出を受けた横浜市は 土地利用に関する助言を 行う。			○	工業集積地 域	5,000㎡以上の土地の取引契約	契約の6か月前ま で	建築局 企画課 (経済局企業投資促進 課)	市庁舎 24階	045-671-3655 (045-671-3485)
	重要な土地利用計画に おける事前手続(横浜市 土地利用総合調整会議 要綱)	・都市づくりの総合的かつ 効率的な推進のため、土 地利用の総合調整が必要 な事業について、事業者 は計画の初期段階で相談 書を提出。 ・届出を受けた横浜市は、 土地利用方針等必要な事 項について助言を行う。	○	○	○	全域	・市街化区域(工業系用途地域) 共同住宅:区域面積0.5ha以上または 計画戸数100戸以上(鶴見・神奈川・西・ 港北・戸塚のみ、それ以外は200戸以上) 工業系施設:区域面積3ha以上 その他の用途:区域面積0.5ha以上 ・市街化区域(工業系用途地域以外) 共同住宅:計画戸数100戸以上 (鶴見・神奈川・西・港北・戸塚のみ、それ 以外は200戸以上) ・共同住宅以外:区域面積3ha以上 ・市街化調整区域:区域面積0.3ha以上 ・都市廃棄物処理施設又は 処分地等の立地:規模にかかわらず全て	土地取引の前、ま たは、横浜市開発 事業等の調整等 に関する条例等 の法令に基づく手続 の概ね6か月前ま で	建築局 企画課		045-671-3655
	管理計画認定制度 (マンション管理適正化法 に関する手続き)	管理組合が作成した管理 計画を認定			○	全域	管理計画認定を申請するマンション	申請に関する総会 決議の後	建築局住宅再生課		045-671-2954
	マンション建替え円滑化 法に関する手続き	・マンション建替え円滑化 法に基づく各種認可申請	○		○		・マンション建替え円滑化法に基づく建替え 事業を行うマンション ・マンション建替え円滑化法に基づく敷地売 却制度を活用するマンション	・マンション建替え 決議又はマンショ ン敷地売却決議の あと ・相談は計画立案 段階から			

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
都市整備局 (一部建築局含む)	都市計画施設の区域 又は市街地開発事業 施行区域内における建 築の許可 (都市計画法第53条)	事業の円滑な施行を確保 する等のため、建築物の 建築の制限	○			都市計画施 設区域内	全ての建築行為	建築確認申請や 建築基準法等に 基づく許可申請の 前	建築局 都市計画課	市庁舎 25階	045-671-3510
						市街地開発 事業の施行 区域			都市整備局 都心再生課 (関内、関外、山手等、 新横浜都心エリア)	市庁舎 29階	045-671-2673 (関内、関外、山手 等) 045-671-3858 (新横浜都心)
									都市整備局 都心再生課 (横浜駅周辺エリア)		045-671-2693
									都市整備局 みなとみらい・東神奈 川臨海部推進課 (東神奈川臨海部、京 浜臨海部エリア)		045-671-3857
									都市整備局 市街地整備推進課		045-671- 3738,3519,3513
						市街地再開 発事業区域 内(新綱島駅 前地区)			都市整備局 綱島駅東口周辺開発 事務所	港北区綱島西 1-8-9-501号	045-531-9600
						都市計画事業地内にお ける都市計画事業の施 行の障害となるおそれ がある土地の形質の変 更等の許可 (都市計画法第65条)			事業の円滑な施行を確保 する等のため、建築物の 建築等の行為の制限	○	○

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
都市整備局 (一部区役所含む)	土地区画整理事業施行地区内における土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更及び建築物その他工作物の新築等の許可(土地区画整理法第76条)	事業の円滑な施行を確保する等のため、建築物等行為の制限	○	○	○	泉ゆめが丘地区土地区画整理事業	・建築物その他工作物の新築、改築及び増築 ・土地の形質の変更 ・移動の容易でない物件の設置又はたい積	(建築物)建築基準法に基づく確認申請や許可申請の前(その他)工事の着手前	都市整備局市街地整備推進課	市庁舎29階	045-671-3519
						東高島駅北地区土地区画整理事業区域内			都市整備局みなとみらい・東神奈川臨海部推進課	市庁舎29階	045-671-3857
						二ツ橋北部土地区画整理事業区域内			都市整備局二ツ橋北部土地区画整理事務所	瀬谷区二ツ橋町467-23	045-363-3110
						綱島駅東口周辺地区			都市整備局綱島駅東口周辺開発事務所	港北区綱島西1-8-9-501号	045-531-9600
	建築協定	建築協定運営委員会への事前協議(建築協定運営委員会の連絡先の確認)	○	○	○	下記【 】の建築協定区域内	・建築行為 ・用途変更 ・敷地分割 等	計画立案の前	—	—	—
						【下記を除く地区】			都市整備局地域まちづくり課	市庁舎29階	045-671-2667
						【京浜臨海部】			都市整備局みなとみらい・東神奈川臨海部推進課		045-671-3857
						【関内・関外等、新横浜都心】			都市整備局都心再生課		045-671-2673(関内・関外) 045-671-3858(新横浜都心)
						【青葉区】			青葉区区政推進課	青葉区役所	045-978-2217

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
都市整備局 (一部区役所含む)	地区計画	地区計画等区域内の行為 の届出・事前相談	○	○	○	下記【 】の地区計画区域内	(届出) ・建築物の建築 ・土地の区画形質の変更等 ・工作物の建設等 ※形態意匠の制限を条例に位置づけている場合は届出のほか認定申請も必要。 (認定申請) ・建築物の新築、増築、改築、移転又は外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更 ・工作物の新設、増築、改築、移転又は外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更	(届出) 工事に着手する日の30日前まで (建築確認申請を伴う場合、建築確認申請の前) (認定申請) 建築確認申請の前	—	—	—
						【下記を除く地区】			都市整備局 地域まちづくり課	市庁舎 29階	045-671-2667
						【横浜駅周辺】			都市整備局 都心再生課		045-671-2693
						【関内・関外、山手、新横浜都心】			都市整備局 都心再生課		045-671-2673 (関内・関外、山手) 045-671-3858 (新横浜都心)
						【東神奈川臨海部、京浜臨海部】			都市整備局 みなとみらい・東神奈川臨海部推進課		045-671-3857
						【みなとみらい21地区】			都市整備局 みなとみらい・東神奈川臨海部推進課		045-671-3516
						【青葉区】			青葉区区政推進課	青葉区役所	045-978-2217
						【鶴見・潮田・本町通街並み誘導地区】			都市整備局 防災まちづくり推進課	市庁舎 29階	045-671-3595
	地域まちづくり推進条例(地域まちづくりプラン、地域まちづくりルール)	地域まちづくり組織への事前協議 地域まちづくりルールに関する届出	○	○	○	下記【 】の認定プラン又は認定ルール区域内	・建築行為 ・開発行為 ・工作物の建設及び設置 ・建築物又は工作物の外観の変更 ・土地又は建築物の用途の変更 ・広告物設置 等	(事前協議) プランは計画立案の前、ルールは届出の前 (届出) 建築等の確認・認定・許可申請をしようとする日又は工事に着手する日の30日前まで	—	—	—
						【下記を除く地区】			都市整備局 地域まちづくり課 (一部)防災まちづくり推進課	市庁舎 29階	045-671-2667 (045-671-3595)
						【関内・関外、山手、新横浜都心】			都市整備局 都心再生課		045-671-2673 (関内・関外、山手) 045-671-3858 (新横浜都心)
						【青葉区】			青葉区区政推進課	青葉区役所	045-978-2217

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
都市整備局 (一部区役所含む)	街づくり協議地区	街づくり協議地区内の建築行為等に関する事前協議	○	○	下記【 】の街づくり協議地区内	・建築行為 ・広告物設置 等	計画立案の前	—	—	—	—
					【下記を除く地区】			都市整備局 地域まちづくり課	市庁舎 29階	045-671-2667 045-671-2673 (関内・関外、山手) 045-671-3858 (新横浜都心)	045-671-2693
					【関内・関外、山手、新横浜都心】			都市整備局 都心再生課			
					【横浜駅周辺地区】			都市整備局 都心再生課			
					【ヨコハマポートサイド地区】			都市整備局 みなとみらい・東神奈川臨海部推進課			
					【みなとみらい21中央地区】			都市整備局 みなとみらい・東神奈川臨海部推進課			
					【青葉区】			青葉区市政推進課	青葉区役所	045-978-2217	
					【綱島駅周辺地区】			都市整備局綱島駅東口周辺開発事務所	港北区綱島西1-8-9-501号	045-531-9603	
					【上大岡駅周辺地区、鶴ヶ峰駅北地区、二俣川駅周辺地区、金沢文庫駅周辺地区、中山駅周辺地区内】			都市整備局 市街地整備推進課	市庁舎 29階	045-671-3799、3513	
	景観計画区域内の届出	景観法に基づく行為の届出	○	○	関内地区	・建築物・工作物の新築、増築、外観変更等 ・特定照明(ライトアップ)※一部の地域	工事着手の31日前まで	都市整備局 都心再生課	市庁舎 29階	045-671-2673 045-671-2673 045-671-3516	045-671-2673
					山手地区	・建築物・工作物の新築、増築、外観変更等 ・樹高5m又は高さ1.2mの幹の周囲が1.5mを超える木竹の伐採		都市整備局 都心再生課			
					みなとみらい21中央地区	・建築物の新築、増築、外観変更等		都市整備局 みなとみらい・東神奈川臨海部推進課			

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
都市 整備局	都市景観協議	地区の景観形成の方針、 行為指針に関する事前協議	○		○	関内地区	・建築物・工作物の新築、増築、外観変更等 ・屋外広告物の表示等	設計の早い段階 (計画立案時)	都市整備局 都心再生課	市庁舎 29階	045-671-2673
						山手地区			都市整備局 都心再生課		045-671-2673
						みなとみらい21中央地区			都市整備局 みなとみらい・東神奈川臨海部推進課		045-671-3516
	定期報告 (横浜市駐車場条例第12条の2)	敷地外駐車施設等の維持 管理状況の報告	○		○	市街化調整 区域と一低専、二低専 を除く全域	横浜市駐車場条例第10条第1項から第4項までの規定による特例承認を受けた建築物の建築	毎年度(建築工 事完了後)	都市整備局 交通企画課		045-671-3853
	路外駐車場の届出 (駐車場法第13条ほか)	路外駐車場の設置及び管 理規程の届出	○	○	○	全域	次のすべてに該当する路外駐車場の 設置 (1) 一般公共の用に供されるもの (時間貸し駐車場等) (2) 自動車の駐車の用に供する部 分(駐車マス部分)の面積が500 ㎡以上のも (3) 駐車料金を徴収するもの	①設置届: 工事着 手前(計画立案 時) ②管理規程届: 供 用開始後10 日 以内まで	都市整備局 交通企画課		045-671-3853
	屋外広告物許可申請 (横浜市屋外広告物条 例)	屋外広告物を表示又は設 置する場合の許可申請			○	全域	屋外広告物の表示又は設置。 ただし、自家用屋外広告物で表示面積 の合計が10㎡以下(一部地域は5㎡以 下)の場合等は除く。	表示又は設置の 30日前まで	都市整備局 景観調整課		045-671-2648
	横浜市認定・登録歴史 的建造物の現状変更 等の手続き (歴史を生かしたまちづ くり要綱)	横浜市登録・認定歴史的 建造物の現状変更等を行 う場合の事前協議及び届 出等			○	全域	横浜市登録歴史的建造物、横浜市認 定歴史的建造物の現状変更行為	協議: 現状変更の 内容の立案次第 早い段階 届出等: 着工前日 まで	都市整備局 都市デザイン室		045-671-4539
	歴史的風致形成建造物 の手続き (歴史まちづくり法(地域 における歴史的風致の維 持及び向上に関する法 律))	横浜市歴史的風致維持向 上計画における歴史的風 致形成建造物の増築等 を行う場合の届出			○	下記【 】の 横浜市歴史的風致維持 向上計画における重点 区域内 【関内・山 手・みなと みらい21・ 三溪園周	歴史的風致形成建造物の ・増築、改築、移転又は除却 ・所有者変更	増築、改築、移転 又は除却: 着手 する日の30日前 所有者変更: 変更 後速やかに	都市整備局 都市デザイン室		045-671-4539

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
推進 脱炭素・ GREEN× EXPO	再生可能エネルギー導入検討報告制度	太陽光発電・太陽熱利用・その他の再生可能エネルギーの導入検討結果の報告	○			全域	床面積の合計が2,000㎡以上の建築物の新築、増築又は改築	建築確認申請の21日前まで (横浜市電子申請システムでの報告)	脱炭素・GREEN×EXPO推進局 脱炭素マネジメント課	市庁舎 30階	045-671-2681
みどり 環境局	条例に定める一定の作業を行う「指定事業所」を設置・変更する場合の許可(横浜市生活環境の保全等に関する条例)	公害防止を目的とした建築物の構造及び施設の制限	○		○	全域	建築物の建築・工作物の建設・施設の設置・変更(排煙、粉じん、悪臭、排水、騒音又は振動により公害を生じさせるおそれがある事業所で施行規則で定める作業を行うもの)	設置・変更工事の35日前まで	みどり環境局 環境管理課	市庁舎 27階	045-671-2733
	土壌汚染に関する手続(土壌汚染対策法、横浜市生活環境の保全等に関する条例)	2,000㎡以上の掘削、盛土工事を行う場合の届出や土壌調査	○	○	○	全域	・2,000㎡以上の掘削、盛土工事	・2,000㎡以上の掘削、盛土工事に着手する日の30日前まで	みどり環境局 水・土壌環境課		045-671-2494
	土壌汚染に関する手続(土壌汚染対策法、横浜市生活環境の保全等に関する条例)	特定有害物質を使用等している事業所を廃止する場合又は特定有害物質使用等事業所の敷地内の土地で掘削、盛土工事を行う場合の土壌調査や土壌対策	○	○	○	全域	・特定有害物質を使用等している又はしていた事業所の廃止 ・特定有害物質を使用等している又はしていた事業所の敷地内の土地の掘削、盛土工事	・事業所を廃止した日から30日以内 ・掘削、盛土工事に着手する日の30日前まで	みどり環境局 水・土壌環境課		045-671-2494
	土壌汚染に関する手続(土壌汚染対策法、横浜市生活環境の保全等に関する条例)	土壌汚染があり区域指定された土地で工事を行う場合の拡散防止対策	○	○	○	形質変更時 要届出区域、 条例形質 変更時 要届出区域	・指定された区域内での工事	・工事に着手する日の14日前まで	みどり環境局 水・土壌環境課		045-671-2494
	工事排水に関する届出(横浜市生活環境の保全等に関する条例第105条)	建設工事により発生する排水を直接公共用水域に排出する場合の届出	○	○	○	全域	工事排水量が10㎡/日以上以上の工事を行う事業者	工事排水の排出を開始する30日前まで	みどり環境局 水・土壌環境課		045-671-2489
	開削工事、トンネル工事の届出(横浜市生活環境の保全に関する条例第114条)	開削工事、トンネル工事を行う場合の届出	○	○	○	全域	開削工事:掘削深さが地表下4m以上かつ掘削面積500㎡以上 ・トンネル工事:仕上がり内径1.35m以上かつ延長100m以上	掘削作業を開始する日の30日前まで	みどり環境局 水・土壌環境課		045-671-2494

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
みどり 環境局	特定建設作業実施届出(騒音規制法、振動規制法)	特定建設作業(著しい騒音・振動を発生する作業)を行う場合の届出	○	○	○	工業専用地域を除く地域	騒音規制法施行令別表第2及び振動規制法施行令別表第2に掲げる作業	特定建設作業の開始の日の7日前まで(届出日、作業開始日を除く)	みどり環境局 大気・音環境課		045-671-2485
	特定施設の設置の届出(騒音規制法・振動規制法)	特定施設(送風機・圧縮機等)を設置する場合の届出	○	○	○	工業専用地域を除く地域	騒音規制法施行令別表第1及び振動規制法施行令別表第1に掲げる施設	特定施設の設置工事の開始の日の30日前まで			
	石綿(アスベスト)事前調査結果報告(大気汚染防止法)	解体等工事に伴うアスベストの事前調査の報告	○	○	○	全域	①床面積合計80m ² 以上の建築物の解体工事 ②請負代金合計100万円以上の建築物の改造・補修工事 ③請負代金合計100万円以上の工作物の改造・補修工事	アスベストの事前調査実施後速やかに	みどり環境局 大気・音環境課	市庁舎 27階	045-671-3843
	特定粉じん排出等作業実施届出書(大気汚染防止法) 石綿排出作業開始届出書(横浜市生活環境の保全等に関する条例)	解体等工事に伴う吹付けアスベスト等の解体、除去等の作業についての届出	○	○	○	全域	・吹付け石綿 ・石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材 ・石綿含有セメント建材(対象使用面積計1000m ² 以上)、石綿布	・大気汚染防止法(作業開始の14日前まで) ・横浜市生活環境の保全等に関する条例(作業開始の7日前まで)			
	環境影響評価手続(横浜市環境影響評価条例)	環境影響評価手続	○	○	○	全域	条例施行規則第3条、4条 別表第1に掲げる対象事業(高層建築物の建設、開発行為等)	計画の立案段階	みどり環境局 環境影響評価課	市庁舎 27階	045-671-2495
	集合住宅の室内音環境指導	幹線道路や鉄道に近接して集合住宅を建築する場合の室内音環境に対する指導	○	○		用地が幹線道路や鉄道の敷地境界から50m以内にあるもの。	集合住宅の建築	建築確認申請の前	みどり環境局 大気・音環境課	市庁舎 27階	045-671-2485
	農地転用の許可申請・届出(農地法4条及び5条)	登記地目あるいは現況が農地である土地を農地以外のものに転用するための許可申請及び届出	○	○	○	市街化調整区域(許可) 市街化区域(届出)	登記地目あるいは現況が農地である土地を住宅建築・資材置場・駐車場など具体的に農地以外のものに利用する	事前相談後 随時	中央農業委員会 (鶴見・神奈川・保土ヶ谷・旭・港北・緑・青葉・都筑区管轄) 南西部農業委員会 (西・中・南・港南・磯子・金沢・戸塚・栄・泉・瀬谷区管轄)	都筑区役所4階(北部農政事務所内) 戸塚区役所8階(南部農政事務所内)	045-948-2475 045-866-8495

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
みどり 環境局	農用地利用計画の変更(農業振興地域の整備に関する法律)	農業用途以外の土地利用が最も厳しく規制されている農用地で、農家分家住宅建築等の農業用途以外を目的とした行為をする場合の土地利用計画の変更	○			農業振興地域内農用地区域	農家分家住宅の建築等の農地転用を伴う行為等	計画立案の概ね半年から1年前	みどり環境局 北部農政事務所	都筑区役所4階	045-948-2478
									みどり環境局 南部農政事務所	戸塚区役所8階	045-866-8491
	生産緑地地区の買取申出	市長に対する買取申出	○	○	○	生産緑地地区	農業従事者の死亡などにより農業の継続が困難になった場合に行う、市長に対する買取申出。 市で買い取れず、他の農業者へのあっせんも不成立となった場合、申出から3か月後に開発行為制限が解除される。	計画立案の前	みどり環境局 農政推進課	市庁舎 29階	045-671-2726 (事前予約制)
	生産緑地地区内における行為の制限に関する相談	開発行為の禁止区域。但し、公共施設及び農林漁業を営むために必要な施設等の設置にあたっての相談及び許可が可能	○		○	生産緑地地区	1. 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 2. 土地の形質の変更	計画立案の前	みどり環境局 農政推進課		045-671-2726 (事前予約制)
	緑地の保存等に関する協定(緑の環境をつくり育てる条例第8条)	開発審査会提案基準等に伴い、緑地の保存等に関する協定を締結	○	○	○		開発審査会提案基準による行為など	開発審査会等の前	みどり環境局 公園緑地管理課	市庁舎 27階	045-671-3946
	建築物の緑化協議(緑の環境をつくり育てる条例第9条)	建築行為に際して、事前に市長と緑化協議を行う	○			全域(臨港地区の一部は港湾局)	敷地面積が500㎡以上の建築物の新築・増築 ※金沢地先埋立地再開発用地(金沢区幸浦一、二丁目、福浦一、二、三丁目)は500㎡未満であっても緑化協議が必要	建築確認申請の前に、緑化協議の通知書を取得	みどり環境局 公園緑地管理課		045-671-3946
						工業港区を除く臨港地区(新港地区)			港湾局 賑わい振興課	市庁舎 28階	045-671-2888
						工業港区を除く臨港地区(新港地区以外)			港湾局 港湾管財課	市庁舎 28階	045-671-7080
	緑化地域内の緑化率の制限(都市緑地法)	建築行為に際して都市計画に定める緑化を行う	○			緑化地域(住居系及び商業系用途地域内)	敷地面積が500㎡以上の建築物の新築・増築	建築確認申請の前に、緑化施設適合証明通知書を取得	みどり環境局 公園緑地管理課	市庁舎 27階	045-671-3946
	地区計画区域内の緑化率に関する制限(地区計画条例)	建築行為に際して地区計画の規定に定める緑化を行う	○			地区計画区域内	対象となる敷地面積、緑化率は地区計画に規定	建築確認申請の前に、緑化施設適合証明通知書を取得	みどり環境局 公園緑地管理課		045-671-3946

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
みどり 環境局	都市緑地法(緑地協 定)の手続	住宅地の緑地に関する協 定について、市長が認可 を行う		○	○	全域	①土地所有者が、地域の良好な環境 の確保のため協定を希望する場合 ②斜面緑地における開発の際、「適切 な植栽が行われる土地」において、道 路沿いに植栽を行う場合	②の場合、工事完 了までに協定の認 可を受ける(開発 工事完了1ヶ月前 までに申請)	みどり環境局 環境活動事業課	市庁舎 27階	045-671-3447
	近郊緑地保全区域内 行為届出(首都圏近郊 緑地保全法)	近郊緑地保全区域内にお ける行為の届出	○	○	○	近郊緑地保 全区域内	・建築物その他の工作物の建築等 ・土地の形質の変更等 ・木竹の伐採 ・水面の埋立てまたは干拓 ・その他当該近郊緑地の保全に影響を 及ぼすおそれのある行為で政令で定め るもの(屋外における土石、廃棄物又 は再生資源の堆積等)	行為の着手前	みどり環境局 公園緑地管理課	市庁舎 27階	045-671-3946
	伐採届(森林法)	地域森林計画対象民有林 内での伐採行為の届出	○	○	○	地域森林計 画対象民有 林	1ha以下の伐採	伐採を開始する90 日前から30日前ま での間	みどり環境局 公園緑地管理課		045-671-3946
	特別緑地保全地区内 行為許可(都市緑地 法)	特別緑地保全地区内にお ける行為許可	○	○	○	特別緑地保 全地区内	・建築物その他の工作物の建築等 ・土地の形質の変更等 ・木竹の伐採 ・水面の埋立てまたは干拓 ・その他当該緑地の保全に影響を及ぼ すおそれのある行為で政令で定めるも の(屋外における土石、廃棄物又は再 生資源の堆積等)	行為の着手前	みどり環境局 公園緑地管理課		045-671-3946
	近郊緑地特別保全地 区内行為許可 (首都圏近郊緑地保全 法・都市緑地法)	近郊緑地特別保全地区内 における行為許可	○	○	○	近郊緑地特 別保全地区 内	・建築物その他の工作物の建築等 ・土地の形質の変更等 ・木竹の伐採 ・水面の埋立てまたは干拓 ・その他当該緑地の保全に影響を及ぼ すおそれのある行為で政令で定めるも の(屋外における土石、廃棄物又は再 生資源の堆積等)	行為の着手前	みどり環境局 公園緑地管理課		045-671-3946
	緑地の保全のための制 限が適用される区域内 行為許可 (地区計画条例)	緑地の保全のための制限 が適用される区域内にお ける行為許可	○	○	○	地区計画区 域内で、緑 地の保全の ための制限 が適用され る区域内	・建築物その他の工作物の建築等 ・土地の形質の変更等 ・木竹の伐採 ・水面の埋立てまたは干拓 ・その他当該緑地の保全に影響を及ぼ すおそれのある行為で政令で定めるも の(屋外における土石、廃棄物又は再 生資源の堆積等)	行為の着手前	みどり環境局 公園緑地管理課		045-671-3946

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
みどり 環境局・下 水道河川局・ (一部土木事 務所含む)	排水設備等の計画確 認申請(下水道条例第 4条)		○	○	○	下水道事業 認可区域	全ての建築行為	排水設備計画確 認の申請時	各区土木事務所 *	別紙1若しくは下記ホームページを参照 下さい。(土木事務所一覧) <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/dor
o/menu/20140225170306.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/dor o/menu/20140225170306.html	
	地下排水槽設置につ いての相談		○			下水道事業 認可区域	中・高層建築物等の地下階の汚水を地 下排水槽により排出する施設	建築確認申請の 前	下水道河川局 管路保全課	市庁舎 30階	045-671-2829
	公共下水道台帳図の 閲覧(下水道法)	横浜市のホームページか らも閲覧できます。	○	○	○	全域			各区土木事務所 *	別紙1若しくは下記ホームページを参照 下さい。(土木事務所一覧) <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/dor
o/menu/20140225170306.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/dor o/menu/20140225170306.html	
	公共下水道供用開始 区域図の閲覧(下水道 法)	横浜市のホームページか らも閲覧できます。	○	○	○	下水道事業 認可区域			下水道台帳閲覧コー ナー(環境創造局管路 保全課)	市庁舎 2階	045-671-2832
	水質汚濁防止法	・公共用水域に排水する 事業場の排水基準 ・有害物質を扱う施設の構 造等基準			○	全域	・特定施設、有害物質貯蔵指定施設、 汚水等の処理施設、排水系統を設置、 変更、廃止する場合	工事着手の60日 前まで	各区土木事務所 * (所管区のみ)	別紙1若しくは下記ホームページを参照 下さい。(土木事務所一覧)	
	下水道法 横浜下水道条例	①公共下水道を使用する 場合 ②下水道に排水する事業 場で特定施設を設置する 場合 ③下水道に排水する事業 場で除害施設を設置する 場合	○		○	排水区域 (公共下水 道により下 水を排除で きる区域)	①日最大で50m ³ 以上または水質基準 に適合しない下水を排除する場合 ②特定施設を設置する場合 ③除害施設の設置を行う場合 (除害施設:公共下水道を損傷するお それ等のある汚水を排出する工場や事 業場などが設置するもので、主に特定 施設以外から排出された汚水を処理す るために必要な施設)	①あらかじめ ②工事着手の60 日前まで ③あらかじめ	各区土木事務所 *	<a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/dor
o/menu/20140225170306.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/dor o/menu/20140225170306.html	
	雨水・地下水等使用の公 共下水道使用開始の届 出 (横浜市下水道条例)	雨水・地下水等(水道水以 外)にかかる公共下水道 使用開始届出			○	排水区域 (公共下水 道により下 水を排除で きる区域)	雨水・地下水等(水道水以外)を利用し 公共下水道へ排出する場合は、水量 の計測・認定方法の協議や公共下水 道使用開始の届出が必要になります。	工事着手前	下水道河川局 経理課	市庁舎 21階	045-671-2826
	公共下水道一時使用許 可申請	工事現場の排水の一時的 な公共下水道への放流に 関する許可	○	○	○	排水区域 (公共下水 道により下 水を排除で きる区域)	土木・建築工事等に伴う湧水、雨水、 工事中排水時に、一時的に公共下水 道を使用する場合(湧水、雨水はポン プを使用する場合)	放流する1か月前	各区土木事務所 *	別紙1若しくは下記ホームページを参照 下さい。(土木事務所一覧) <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/dor
o/menu/20140225170306.html">http://www.city.yokohama.lg.jp/dor o/menu/20140225170306.html	

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
道路局・下水道河川局・ (一部土木事務所含む)	公共下水道付近地掘削届出	公共下水道の付近地での掘さく工事に関する届出	○	○	○	公共下水道管より深く掘削する工事	土木・建築工事等のため公共下水道の付近を掘削する場合	工事着手1か月前	各区土木事務所＊	別紙1若しくは下記ホームページを参照下さい。(土木事務所一覧) http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/menu/20140225170306.html	
	＊各区土木事務所は現在各区役所に所属しています。										
	水路の改廃		○	○	○	全域	横浜市下水道条例に規定する一般下水道の改廃を行う場合	—	下水道河川局 河川流域管理課 (権限移譲・資産管理担当)	市庁舎 21階	045-671-2856
	河川・水路占用の許可・自費工事申請(河川法・横浜市下水道条例)	市が管理する河川・水路の占用許可、自費工事に関する許可	○	○	○	市が管理する河川・水路	河川区域内・水路敷地内の占用行為、自費工事	—	各区土木事務所＊	別紙1若しくは下記ホームページを参照下さい。(土木事務所一覧) http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/menu/20140225170306.html	
	特定都市河川流域内における雨水浸透阻害行為の許可(特定都市河川浸水被害対策法第30条)	一定規模(1,000㎡)以上の雨水浸透阻害行為(土地からの流出雨水量を増加させるおそれのある行為)を行う場合、雨水貯留浸透施設設置を義務付け	○	○	○	特定都市河川等に指定された区域(一級河川鶴見川水系・二級河川境川水系)	1.「宅地等」にするために行う土地の形質の変更 2. 土地の舗装 3. 排水施設を伴うゴルフ場、運動場等の設置 4. ローラー等により土地を締め固める行為	雨水浸透阻害行為を行う前	下水道河川局 河川流域管理課 (協議指導担当)	市庁舎 21階	045-671-2898
	道路占用の許可・自費工事申請(道路法)		○	○	○	全域	公道の占用 歩道の切り下げ等の自費工事	—	各区土木事務所＊	別紙1若しくは下記ホームページを参照下さい。(土木事務所一覧) http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/menu/20140225170306.html	
	道路認定・廃止(道路法)		○	○	○	全域	道路法による道路の認定及び廃止を行う場合	—	道路局 路政課(改廃担当)	市庁舎 22階	045-671-2766
	道路台帳等の閲覧(道路法)	よこはま建築情報センターまたはインターネット、各区土木事務所で見れます。	○	○	○	全域		—	道路局道路調査課	市庁舎 2階	045-671-2774
	境界調査図の閲覧(各区分)	よこはま建築情報センターまたは各区土木事務所で見れます。	○	○	○	全域		—	各区土木事務所＊	別紙1若しくは下記ホームページを参照下さい。(土木事務所一覧) http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/menu/20140225170306.html	
	境界調査図の閲覧(市境のみ)	よこはま建築情報センター	○	○	○	全域		—	道路局道路調査課	市庁舎 2階	045-671-2795
	自転車駐車場の附置等に関する条例の届出		○			市街化区域	駐輪需要を発生させる集客施設及び共同住宅等を新築又は増築する場合	建築確認申請の前	道路局 道路政策推進課	市庁舎 22階	045-671-3644
	＊各区土木事務所は現在各区役所に所属しています。										

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
資源 循環 局	ごみ集積場所設置基準 (開発行為に伴う10戸以上の一戸建て住宅の建築)	居住する者の利便の向上を図るとともに収集作業の効率性と安全性を確保するため、ごみ集積場所の設置について事前協議を行う		○		全域	開発行為に伴う10戸以上の一戸建て住宅の建築	計画立案の前	資源循環局 業務課計画係	市庁舎 23階	045-671-2551
	開発行為に伴うごみ集積場所に関する要綱 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shuseki/yoko.files/kaihatsu-yoko.pdf								各区の資源循環局 事務所		「ごみ集積場所設置基準(別紙1)」 若しくは下記ホームページ(資源循環局事務所一覧)を参照下さい。 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/jimusho/jimusho.html
	ごみ集積場所設置基準 (一戸建て住宅及び共同住宅の建築)	居住する者の利便の向上を図るとともに収集作業の効率性と安全性を確保するため、ごみ集積場所の設置について事前協議を行う	○	○	○	全域	一戸建て住宅及び共同住宅の建築	計画立案の前	各区の資源循環局 事務所		「ごみ集積場所設置基準(別紙1)」 若しくは下記ホームページ(資源循環局事務所一覧)を参照下さい。 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/jimusho/jimusho.html
	浄化槽設置の事前手続き(浄化槽設置に関する事務取扱要綱)(浄化槽指導基準)	・「浄化槽設置計画書」の提出 ・浄化槽の不適正な構造や人槽の設置、排水設備の未整備を防止	○			下水道処理区域外	新築の建築物	建築確認申請の前	資源循環局 事業系廃棄物対策課 (処理施設指導係)	市庁舎 23階	045-671-2547
	既存浄化槽の取扱い (浄化槽指導基準)	既存浄化槽の使用可否について審査	○			下水道処理区域外	増改築の建築物	建築確認申請の前(建築確認申請が不要でも浄化槽の届出内容に変更がある場合は事前相談)	資源循環局 事業系廃棄物対策課 (処理施設指導係)		045-671-2547
	廃棄物・再利用対象物の保管場所設置届の提出 (廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理に関する条例)	大規模建築物から排出される廃棄物及び再生利用対象物の保管施設についての事前協議及び届出	○			事業の用に供する建築物	・「大規模小売店舗立地法」第2条第2項に規定する店舗 ・小売店舗のうち、小売業を行うための店舗の用に供する部分の延べ床面積が500㎡を超え1,000㎡以下のもの ・事業用途の延べ床面積の合計が3,000㎡以上の建築物	建築確認申請や建築基準法等に基づく許可申請の前	資源循環局 事業系廃棄物対策課 (減量推進係)		045-671-3818

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
資源 循環 局	一定規模以上の建設 工事等の届出 (建設工事に係る資材 の再資源化等に関する 法律(建設リサイクル 法))	建設工事に伴い発生する 廃棄物の分別及び再資源 化	○	○	○	全域	特定建設資材を用いた(または使用する)次の工事 ①建築物の解体工事は床面積の合計 80㎡以上、②建築物の新築・増築工事 は床面積の合計500㎡以上、③建築物 の修繕・模様替等工事は請負代金の 額1億円以上、④建築物以外の工作物 の工事(土木工事等)は請負代金の額 500万円以上	工事に着手しよう とする日の7日前 まで	資源循環局 事業系廃棄物対策課 (管理係)	市庁舎 23階	045-671-3446
	建築物の解体工事の 届出等 (建築物の解体工事に 係る指導要綱)	建築物の解体工事に伴い 発生する廃棄物の分別及 び再資源化			○	全域	特定建設資材を用いた建築物の床面 積の合計が80㎡未満の解体工事	工事に着手しよう とする日の7日前 まで	資源循環局 事業系廃棄物対策課 (管理係)		045-671-3446
	廃棄物が地下にある土 地の形質の変更 (廃棄物の処理及び清 掃に関する法律・横浜 市最終処分場跡地利 用に係る指導要綱)	最終処分場跡地における 土地の形質変更の届出	○	○	○	廃棄物が地下 にある土地	廃棄物が地下にある土地であって土地 の形質の変更を行おうとするもの	着手する日の30 日前まで(法)、着 手前(要綱) (届出に際し事前 協議が必要です)	資源循環局 事業系廃棄物対策課 (処理施設指導係)		045-671-2547
	産業廃棄物排出事業 所届出 (横浜市廃棄物等の減 量化、資源化及び適正 処理等に関する規則)	アスベスト廃棄物の適正 処理に関すること			○	全域	(1)特別管理産業廃棄物 (2)石綿含有産業廃棄物(石綿を含有す る建設資材の使用面積の合計が1,000 ㎡以上である工作物の解体等に伴って 生じたもの)	当該工作物の解 体等に着工する7 日前まで	資源循環局 事業系廃棄物対策課 (管理係)		045-671-4090
	産業廃棄物の事業場 外保管の届出 (廃棄物の処理及び清 掃に関する法律)	建設工事の排出工事現場 以外で産業廃棄物を自ら 保管するときの届出			○	全域	建設工事(新築、改築、除去)に伴い生 ずる産業廃棄物を生ずる事業場の外 において、300平米以上である場所で 自ら当該産業廃棄物の保管を行おうと する場合	保管場所の設置 前	資源循環局 事業系廃棄物対策課 (管理係)		045-671-4090
	再生利用計画書 (横浜市建設系廃棄物 の自ら利用に係る指導 要綱)	建設系廃棄物を自ら建設 資材として再生利用する ときの計画			○	全域	排出事業者が建設系廃棄物を自ら適 正に利用できる品質にした上で、建設 資材として再生利用する場合	再生利用工事着 手の7日前まで	資源循環局 事業系廃棄物対策課 (管理係)		045-671-4090

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
消防局	建築物等の新築、増改築、用途変更及び消防用設備等の設置、変更等に関する手続き（消防法、火災予防条例）	建築物（防火対象物）の建築、用途変更等に伴う消防設備等の設置及び変更（火災予防条例第78条）	○			全域	・確認申請又は計画通知（階数5以上又は延べ面積3,000㎡を超えるもの） ・計画通知（火災予防規則第34条に定める消防用設備等を設置する場合）	建築確認申請時	消防局指導課	消防本部庁舎2階	045-334-6408
							・確認申請（階数4以下又は延べ面積3,000㎡以下のもののうち、火災予防規則第34条に定める消防用設備等を設置する場合）		各消防署 総務・予防課	別紙1若しくは下記ホームページを参照下さい。（建築物等の所在地を所管する消防署） https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/shobo/shobosho/	
		建築物（防火対象物）を使用する前に届け出て消防検査を受ける（火災予防条例第73条）	○			全域	・建築物（防火対象物）をそれぞれの用途に使用する場合	使用開始日の7日前まで	各消防署 総務・予防課		
		消防用設備等を設置及び変更した場合に届け出て検査を受ける（消防法第17条の3の2）	○			全域	・延べ面積300㎡以上の建築物等の消防用設備等 ・特定用途が1階、2階及び避難階以外の階に存し、当該階から階段がーのもの（屋外に設けられる階段等は除く。） ・6項口等の建築物の消防用設備等	消防用設備等の設置に係る工事が完了してから4日以内	各消防署 総務・予防課		
	危険物施設の設置等に関する手続き（消防法第11条）	設置	○		○	全域	・指定数量の倍数が50以上又は1,000㎡以上の製造所又は一般取扱所 ・指定数量の倍数が150以上又は軒高6m以上の屋内貯蔵所 ・屋外タンク貯蔵所 ・屋内（営業用）、航空機、船舶及び鉄道給油取扱所 ・移送取扱所	工事の着手前	消防局 保安課	消防本部庁舎2階	045-334-6407
							・前記以外の危険物施設	工事の着手前	各消防署 総務・予防課	別紙1若しくは下記ホームページを参照下さい。（建築物等の所在地を所管する消防署） https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/shobo/shobosho/	
		変更	○		○	全域	・指定数量の倍数が100以上の製造所又は一般取扱所 ・特定屋外タンク貯蔵所 ・移送取扱所	工事の着手前	消防局 保安課	消防本部庁舎2階	045-334-6407
							・前記以外の危険物施設	工事の着手前	各消防署 総務・予防課	別紙1若しくは下記ホームページを参照下さい。（建築物等の所在地を所管する消防署） https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/shobo/shobosho/	

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
消防局	少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱所の開始等に関する手続き (火災予防条例第76条)	開始	○		○	全域	・開始する場合	開始前	各消防署 総務・予防課又は 消防出張所	別紙1若しくは下記ホームページを参照下さい。(建築物等の所在地を所管する消防署) https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-i-kyukyu-bohan/shobo/shobosho/	
		変更	○		○	全域	・変更する場合	変更前			
		廃止	○		○	全域	・廃止する場合	廃止前			
	火を使用する設備等の設置等に関する手続き (火災予防条例第74条)	火を使用する設備、電気設備等を設置する場合は、事前に届け出て、検査を受ける	○		○	全域	・火を使用する設備、変電設備、発電設備、蓄電池設備、燃料電池発電設備の設置	設置の5日前まで	各消防署 総務・予防課 消防出張所 (燃料電池発電設備設置(変更)届出書は各消防署総務・予防課に 限ります。)	建築物等の所在地を所管する消防署又は 消防出張所	各消防署は上記参照 (消防局指導課 045-334-6408)
	火薬類の製造施設、火薬庫の設置等に関する手続き(火薬類取締法)	設置	○		○	全域	・火薬類製造施設 ・火薬庫	工事の着手前	消防局 保安課		045-334-6407
		変更	○		○	全域	・火薬類製造施設 ・火薬庫	工事の着手前	消防局 保安課		045-334-6407
	高圧ガス施設の設置等に関する手続き (高圧ガス保安法)	設置	○		○	全域	・第一種製造者 ・第一種貯蔵所	工事の着手前	消防局 保安課	消防本部庁舎 2階	045-334-6407
							・第二種製造者 ・第二種貯蔵所 ・特定高圧ガス消費者	事業開始の20日前まで (第二種貯蔵所は 開始前まで)			
		変更	○		○	全域	・第一種製造者 ・第一種貯蔵所	工事の着手前	消防局 保安課		
							・第二種製造者 ・第二種貯蔵所 ・特定高圧ガス消費者	変更前			

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
経済局	大規模小売店舗の新設、変更の届出手続 (大規模小売店舗立地法、横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱)	・開店や変更は届出から8か月の制限あり。 ・新設又は一定の店舗面積となる変更は早期情報提供(出店概要書の早期提出と周辺住民等への周知)が必要。	○		○	全域	・大規模小売店舗(小売店舗面積が1千㎡超)の新設、施設配置・運営方法の変更。 ・早期情報提供は、新設する場合と、店舗面積の増加又は建替えて6千㎡以上又は2倍以上の店舗面積に変更する場合。	早期情報提供の出店概要書提出は、建築確認申請の3か月前又は届出の4か月前	経済局 商業振興課	市庁舎 31階	045-671-3488
	横浜市工業地域等共同住宅建築指導基準	・工業地域等の生産環境の保全 ・市民の安全な居住環境の確保	○			工業地域 準工業地域	敷地面積が500㎡以上の共同住宅・寮等の新築を行う場合	建築確認申請や建築基準法等に基づく許可申請の概ね3ヶ月以上前	経済局 ものづくり支援課		045-671-2567
	工業集積地域における大規模土地取引前の届出 (横浜市における工業集積地域に所在する土地の取引に係る事前手続に関する要綱)	・土地取引契約の6か月前までに売主が届出を行う。 ・届出を受けた横浜市は土地利用に関する助言を行う。			○	工業集積地域	5,000㎡以上の土地の取引契約	契約の6か月前まで	経済局 企業投資促進課 (建築局企画課)		045-671-3485 (045-671-3655)
	工場立地法	特定工場の新設・変更に対する届出義務等(内容:生産施設面積割合の規制、緑地・環境施設等の設置義務、緑地・環境施設の位置) 【特定工場】 製造業・電気・ガス・熱供給業者で、かつ敷地面積9千㎡又は建築面積3千㎡以上の工場	○		○	全域	・生産施設新設、増設、生産製品変更 ・緑地面積、環境施設面積の変更 ・敷地面積の変更など	着工の90日前(申請により30日まで短縮可能)	経済局 企業投資促進課	市庁舎 31階	045-671-3485
健康福祉局	横浜市福祉のまちづくり条例に基づく協議(建築物以外)	道路(立体横断施設)、公園、公共交通機関の施設に関する事前協議・完了届出	○	○	○	全域	指定施設である道路(立体横断施設)、公園、公共交通機関の施設を新設又は改修する場合	工事に着手しようとする日の30日前	健康福祉局 福祉保健課	市庁舎 15階	045-671-2387

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
医療局	墓地等の経営、変更許可(墓地、埋葬等に関する法律)	墓地、納骨堂の経営、変更の許可	○	○	○	全域	墓地等の経営、変更	計画説明概要報告書の提出の翌日から30日以降(ただし、紛争の解決の申出がなされた場合にあっては、紛争の調整又は調停の終了後)	医療局 生活衛生課	市庁舎 21階	045-671-2457
	住宅宿泊事業(民泊)の届出(住宅宿泊事業法)	住宅宿泊事業(民泊)の届出			○	全域	住宅宿泊事業(民泊)の届出	事業開始前	医療局 生活衛生課		045-671-2447
港湾局	臨港地区内行為届出(港湾法第38条の2)	臨港地区内で一定規模以上の工場または事業場の新設や増設を行う場合の届出	○			臨港地区	床面積の合計が2,500㎡以上又は敷地面積が5,000㎡以上	工事に着手しようとする日の60日前	港湾局 港湾管財課	市庁舎 28階	045-671-7080
	横浜港臨港地区内の構築物建設届(横浜港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例)	臨港地区内での構築物建設において分区用途に基づく用途制限	○			臨港地区	全ての建築行為	建築確認申請の前	港湾局 港湾管財課		045-671-7080
	横浜港臨港地区内の構築物建設許可申請(横浜港臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例)	臨港地区内での構築物建設において分区用途に基づく用途制限上、適合構築物ではないが、公益上やむを得ないと認められる場合	○			臨港地区	条例上の適合構築物ではないが、公益上やむを得ないと認められる場合	建築確認申請の前	港湾局 港湾管財課		045-671-7080
	みなと色彩計画事前協議(みなと色彩計画実施要綱)	横浜港における建築物の建築行為又は塗装行為についての色彩指導	○	○	みなと色彩計画区域(うち新港地区)	みなと色彩計画区域(横浜港臨港地区と、これに隣接するみなとみらい21地区、金沢海の公園地区、金沢工業団地地区等)での建築物及び工作物の新築、改築及び塗装行為(外壁等の模様替えを含む。)	当該工事の前	港湾局 賑わい振興課	市庁舎 28階		045-671-2888
					みなと色彩計画区域(うち新港地区以外)			港湾局 港湾管財課			045-671-7080
	景観計画区域内の届出	景観法に基づく行為の届出	○		○	みなとみらい21新港地区	・建築物・工作物の新築、増築、外観変更等 ・特定照明(ライトアップ)※一部	工事着手の31日前まで	港湾局 整備推進課	市庁舎 28階	045-671-7342
	都市景観協議	地区の景観形成の方針、行為指針に関する事前協議	○		○	みなとみらい21新港地区	・建築物・工作物の新築、増築、外観変更等 ・屋外広告物の表示等 ・特定照明(ライトアップ)	設計の早い段階(計画立案時)	港湾局 整備推進課		045-671-7342

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
こども青少年局	横浜市大規模共同住宅の建築等に際する保育施設等の設置の協力要請に関する要綱	マンション等を開発する場合に保育施設等の設置について協力を要請する制度	○	○		全域	①共同住宅の新築、増築及び改築の土地利用計画で横浜市土地利用総合調整会議要綱に基づき「土地利用相談書」が提出された場合	各種法令手続の6か月前	保育対策課	市庁舎13階	045-671-4469
							②土地区画整理事業や市街地再開発事業等に該当する事業で、「市街地開発事業において整備する公共施設等の設計に関する技術指針」に基づく事前協議の申し出がされた場合				
						待機児童対策重点地域	待機児童対策重点地域で①50戸以上の共同住宅、②1フロア100㎡以上のテナントを保有するビル				
市民局	住居表示	住居表示制度に関するこ			○	住居表示実施地区			市民局 窓口サービス課 住居表示担当	市庁舎12階	045-671-2320
		住居番号の設定手続			○	住居表示実施地区	家屋の建築	建築物を新築等した際	各区役所戸籍課登録担当	各区役所戸籍課登録担当	
教育委員会事務局	集合住宅等建設計画届出書の提出(マンション等集合住宅建設にかかる事前協議要領)	児童・生徒数の急増の原因になるものについて、学校の受入対策の検討調整を行うための情報提供及び事前協議	○	○		全域	原則50戸以上(戸建住宅は30戸以上)の住宅建設計画のうち、2DK以上のファミリータイプのもの	計画立案段階	教育委員会 学校計画課	市庁舎14階	045-671-3252
	埋蔵文化財発掘の届出(文化財保護法)	埋蔵文化財包蔵地内における土木工事等のための届出	○	○	○	全域	土地形質の変更、建築物の建築、工作物の建設等	工事着手しようとする日の60日前まで	教育委員会 生涯学習文化財課	市庁舎14階	045-671-3284
水道局	管路情報の提供	上水道管路情報のうち個人情報および給水装置の宅地部分を除いた情報			○	全域	管路情報の種類によって窓口対応またはシステム対応により提供しています ※管路情報閲覧コーナーではシステムのみ対応です		よこはま建築情報センター内管路情報閲覧コーナー(水道局配水課)	市庁舎2階	045-331-6520
									給水工事 受付センター	ホームページをご参照ください。 https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/suido/sohiki-gyomu/default2022081508534.html	
交通局	横浜市営地下鉄の近接で行なわれる建築工事等の協議	工事場所及び工事規模による地下鉄構造物への影響確認	○	○	○	横浜市営地下鉄沿線	・建築物の新設・撤去、土地改変(切土盛土)、掘削を伴う工事、基礎杭等の打設 ・地上構造物(高架橋・盛土・掘削)近くの工事・足場組立・重機等を使用する工事	計画立案段階で打合せ	交通局工務部 施設課	ホームページをご参照ください。 https://www.city.yokohama.lg.jp/kotsu/toiawase/toiawase/kinsetsu.html	

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
各区役所	興行場の営業許可 (興行場法)	映画館、劇場等の営業の許可	○		○	全域	興行場の営業	施設完成時	各福祉保健センター 生活衛生課	別紙1を参照下さい。 (各福祉保健センター生活衛生課一 覧) * 許可基準等に関する事前相談を 各福祉保健センターで行なっていま すので、申請・届出等の前にご相談 下さい。	
	旅館業施設の事前審査 (旅館業施設の設置等に関する事前手続き要綱)	旅館業施設の外観等の基準の審査、周辺の学校等への意見照会	○		○	全域	旅館業施設の建築又は外観変更等	建築確認申請の前			
	旅館業の営業許可 (旅館業法)	ホテル、旅館等の営業の許可	○		○	全域	旅館業施設の営業	施設完成時			
	公衆浴場の営業許可 (公衆浴場法)	公衆浴場(銭湯、サウナ等)の営業の許可	○		○	全域	公衆浴場の営業	施設完成時(一般公衆浴場の許可申請は、建築工事着手前)			
	理容所・美容所の開設届出 (理容師法、美容師法)	理容所、美容所の開設前の届出	○		○	全域	理容所、美容所の開設	施設完成時			
	クリーニング所の開設届出 (クリーニング業法)	クリーニング所の開設前の届出	○		○	全域	クリーニング所の開設	施設完成時			
	動物取扱業の営業の登録 (動物の愛護及び管理に関する法律)	動物取扱業の営業の登録	○			全域	動物取扱業の営業	施設完成時			
	特定建築物の事前指導 (建築物衛生法(ビル管理法)・横浜市特定建築物事前指導に関する事務手続き要綱)	建築基準法第93条第5項の規定に基づき、特定建築物の衛生的な維持管理に適した構造設備を確保する	○			全域	特定建築物(多数の人が利用する延べ面積が3,000㎡以上の事務所、店舗、ホテルなどの建築物)の建築	建築確認申請の前			
	特定建築物の使用開始 (建築物衛生法(ビル管理法)・横浜市特定建築物及び建築物事業登録における事務取扱要綱)	竣工後、特定建築物の使用開始届	○		○	全域	特定建築物の使用開始	使用開始後、1月以内			
	受水槽施設等の事前指導 (横浜市受水槽施設事前指導に関する要綱)	「受水槽等給水設備の設計、施工に関する衛生上の指導指針」にそって、受水槽等施設の設置計画に対して事前に指導	○			全域	受水槽施設設置の計画	建築確認申請の前			
	「横浜市建築物シックハウス対策ガイドライン」に関する相談	シックハウス症候群による健康被害防止のための取組	○			全域	保育所・幼稚園・福祉施設・学校等、多数の市民が利用する建築物の建設(新築・改築・改修等)	-			

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
外部 機 関 等	急傾斜地の崩壊による 災害の防止に関する法 律の許可		○	○	○				神奈川県 横浜川崎治水事務所	西区岡野 2-12-20	045- 411-2500(代表)
	電気事業法(高压線下 の建築制限)		○	○					東京電力 (鶴見・横浜・藤沢各支 社)	神奈川カス タマーセン ター	0120-99-5772 045-394-2176
	ガス事業法(ガス本管 埋設状況確認等)		○	○					東京ガス株式会社	Fax 03-5400-3174	0570-002211 03-5400-3173
	鉄道等近接敷地で工事 を行う場合等の協議	JR東日本	○	○		JR東日本 沿線			東日本旅客鉄道(株)	横浜保線技 術センター	JR東日本HPを確認
		JR東海(東海道新幹線)	○	○		新幹線沿線			東海旅客鉄道(株) 新横浜保線所	港北区新横 浜1-8-2	045-475-0716
		相模鉄道線(相鉄)	○	○		相鉄沿線			相模鉄道(株)	お客様セン ター	045-319-2111
		京浜急行線(京急)	○	○		京急沿線			京浜急行電鉄(株)	京急案内 センター	045-441-0999
		東急東横線	○	○		東横沿線			東京急行電鉄(株) 鉄道事業本部土木課	世田谷区奥 沢3-47-17	03-5754-0205
		横浜市営地下鉄	○	○		P 31 交通局参照					
		みなとみらい線	○	○		みなとみ らい線沿 線			横浜高速鉄道(株) 財務課	中区元町1-11	045-664-1622
		シーサイドライン	○	○		シーサイ ドライン 沿線			横浜新都市交通(株) 技術部工務課	金沢区幸 浦2-1-1	045-787-7011
		首都高速道路	○	○		首都高速 道路沿線			首都高速道路(株) 神奈川局道路管理課	西区みなと みらい3-2-9	045-307-0516

	手続名称等 (法令、条例名)	内容	種別			手続対象		手続の時期	手続窓口		
			建築 行為	開発 行為	その他	対象エリア	対象行為等		課名	場所	電話
外部 機関 等	国道境界 (査定・占用許可)		○	○					国土交通省関東整備 局 横浜国道事務所	神奈川区三ツ 沢西町13-2	045- 311-2981(代表)
	風俗営業法		○		○				各所轄警察署		
	大規模建築物の駐車 施設 県警協議 (延べ 面積10000㎡以上)		○						神奈川県警本部 交通規制課 道路協議担当	中区海岸通2丁 目4番	045- 211-1212(代表)
	電波法の手続 (高さ31mを超える建築 物・工作物)		○		○				総務省 関東総合通信局	東京都千代田 区九段南1-2-1	03-6238-1763
	県の管理する河川の占 有許可書		○	○	○	県の管理する河川占有 許可			神奈川県 横浜川崎治水事務所	西区岡野 2-12-20	045- 411-2500(代表)
	国有地の境界確定・購 入手続き (青地・里道・畦畔等)		○	○					財務省 関東財務局 横浜財務事務所	中区北仲通5- 57 横浜第2合同庁 舎12階	045- 681-0931(代表)
	特定開発事業温暖化 対策計画書制度		○	○					神奈川県庁 環境農政 局環境部 環境計画課 (計画書審査グループ)	中区日本大通1 新庁舎3階	045-210-4083

各区問合せ先一覧

区 名	消 防 署	福祉保健センター 生活衛生課	土木事務所	資源循環局事務所	水道局給水工事 受付センター	区役所戸籍課	区役所（代表）
鶴 見	045-503-0119	045-510-1845	045-510-1669	045-502-5383	※下表参照	045-510-1704	045-510-1818
神奈川	045-316-0119	045-411-7143	045-491-3363	045-441-0871		045-411-7034	045-411-7171
西	045-313-0119	045-320-8444	045-242-1313	045-241-9773		045-320-8335	045-320-8484
中	045-251-0119	045-224-8339	045-641-7681	045-621-6952		045-224-8295	045-224-8181
南	045-253-0119	045-341-1192	045-341-1106	045-741-3077		045-341-1118	045-341-1212
港 南	045-844-0119	045-847-8445	045-843-3711	045-832-0135		045-847-8335	045-847-8484
保土ヶ谷	045-342-0119	045-334-6363	045-331-4445	045-742-3715		045-334-6234	045-334-6262
旭	045-951-0119	045-954-6168	045-953-8801	045-953-4811		045-954-6034	045-954-6161
磯 子	045-753-0119	045-750-2452	045-761-0081	045-761-5331		045-750-2345	045-750-2323
金 沢	045-781-0119	045-788-7873	045-781-2511	045-781-3375		045-788-7734	045-788-7878
港 北	045-546-0119	045-540-2373	045-531-7361	045-541-1220		045-540-2254	045-540-2323
緑	045-932-0119	045-930-2368	045-981-2100	045-983-7611		045-930-2250	045-930-2323
青 葉	045-974-0119	045-978-2465	045-971-2300	045-975-0025		045-978-2233	045-978-2323
都 筑	045-945-0119	045-948-2358	045-942-0606	045-941-7914		045-948-2255	045-948-2323
戸 塚	045-881-0119	045-866-8476	045-881-1621	045-824-2580		045-866-8335	045-866-8484
栄	045-892-0119	045-894-6967	045-895-1411	045-891-9200		045-894-8345	045-894-8181
泉	045-801-0119	045-800-2452	045-800-2532	045-803-5191		045-800-2345	045-800-2323
瀬 谷	045-362-0119	045-367-5752	045-364-1105	045-364-0561		045-367-5645	045-367-5656

※水道局

名 称(住 所)	担当行政区	電話番号
給水工事受付センター (保土ヶ谷区川辺町5番地1)	港南区、旭区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区	045-489-3049
	鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区 保土ヶ谷区、港北区、都筑区、緑区、青葉区	045-489-3059